

玖珠町農産物渇水被害対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 日

玖珠町長 宿 利 政 和

玖珠町告示第 9 8 号

玖珠町農産物渇水被害対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、渇水による干ばつ被害を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめ農業経営の安定と作物の品質低下を防止するため、農業者が実施した干害対策事業に要する経費に対し、費用の一部を予算の範囲内で補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 干ばつ 用水使用期間(4 月から 9 月まで)に連続干天日数(日雨量 5 ミリ以下の日)が 20 日以上又は 30 日間の総雨量が 100 ミリ以下の場合をいう。
- (2) かんがい用機材 ポンプ、発電機その他のかんがいに用いる機材をいう。
- (3) かんがい用資材 ホース、貯水タンクその他のかんがいに用いる資材をいう。
- (4) 生産販売農家 大分県農業協同組合、市場又は直売所等に農産物を出荷し、又は販売している農家をいう。
- (5) 日雨量 気象庁大分地方気象台が管理する町内の観測所で測定したものをいう。

(補助対象経費等)

第 3 条 町長は、本町の農地台帳に登録のある農地を所有し、又は賃借して耕作している者で、生産販売農家、農業者が組織する団体その他町長が認める団体が、干ばつに対し講じた次に掲げる経費(消費税及び地方消費税、人件費を除く。)について補助するものとする。ただし、国又は県の補助対象となる経費は対象としない。

- (1) かんがい用機材の購入及びリースに係る経費
- (2) かんがい用資材の購入及びリースに係る経費
- (3) ポンプ等の運転に係る燃料費
- (4) その他用水確保のために必要な経費で町長が特に認めたもの

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内とし、その限度額は次のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金 限度額
①	かんがい用機材の購入及びリースに係る経費（運搬及びオペレーターに要する経費を除く。）	5 万円
	かんがい用資材の購入及びリースに係る経費（運搬及びオペレーターに要する経費を除く。）	
	その他町長が特に必要と認める経費（電線の仮設費等）	
②	ポンプ等の運転に係る燃料費 （水の運搬のために使用する車両の燃料費は除く。）	1 万円

2 補助対象となる経費は、①に係る経費は3万円以上、②に係る経費は2万円以上とする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助対象経費について、他の制度に基づく助成を受けることができる場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、同一年度内につき1回限りとする。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定に必要な条件を付けることができる。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付に付した条件に違反する行為があったとき。

（3）第3条の規定する要件を満たさなくなったとき。

（4）この告示に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、町長が補助金の交付を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（申請先）

玖珠町長

住 所

申請者名

補助金交付申請書

玖珠町農産物渇水被害対策事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

【添付書類】

■購入事業

- ☐ かんがい用機材の設置が確認できる写真
- ☐ かんがい用機材及びかんがい用資材に係る領収書等の購入を証する書類

■リース事業

- ☐ リース事業に係る領収書等の賃借を証する書類

■燃料費（車両の使用に要する燃料費は除く。）

- ☐ かんがい用機材使用に係る燃料費の購入を証する領収書又は請求書
- ☐ 燃料費に係るかんがい用機材等の写真（リースを除く。）
- ☐ 燃料費の使用状況が確認できる作業日報（様式第 2 号）又は作業実施写真

■その他

- ☐ 出荷証明書（園芸に限る。）

☐ _____

※ 補助金の交付申請は、同一年度内につき 1 回限りとする。

なお、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことについて、裏面のとおり誓約します。

【裏面】

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が玖珠町と行うほかの契約における確認に利用することに同意します。

記

□私は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※ 町では、玖珠町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請書に暴力団員等でない旨の誓約をお願いしています。誓約内容を確認の上、□にレ印を記入してください。

年 月 日

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

年 月 日

様式第2号（第5条関係）

燃料費の使用状況が確認できる作業日報
(玖珠町農産物渇水被害対策事業補助金)

氏 名

使用量 ℓ

使用機材

【作業日報】

[illegible]

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

玖珠町長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった玖珠町農産物渇水被害対策事業補助金として、 円
を交付します。

この補助金は、玖珠町農産物渇水被害対策事業補助金交付要綱に基づき交付されるもの
とする。

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

（請求先）
玖珠町長

住 所
申請者名

補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定のあった玖珠町農産物渇水被害対策事業補助金について、玖珠町農産物渇水被害対策事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

振込先	銀行 信用金庫 労働金庫 信用組合 農業協同組合 支店 出張所
預金種目	当座 普通 貯蓄預金
口座番号	
（フリガナ） 口座名義	（ _____）